

## 箱根湯の花ゴルフ場・うぐいす倶楽部・プレミアム3クラブ 会則

### 第1章〔総則〕

- 第1条 本会は箱根湯の花ゴルフ場・うぐいす倶楽部・プレミアム3クラブ(以下本会という)と称する。
- 第2条 本会はゴルフ場を通じて、会員相互の親睦、品位高揚、技術向上、エチケットマナーの修得を図る事を目的とする。
- 第3条 本会の事務局は、箱根湯の花ゴルフ場内に設置する。

### 第2章〔会員〕

- 第4条 本会は箱根湯の花ゴルフ場を利用するアマチュアゴルファーによって構成し、会員は一般個人のみとする。
- 第5条 本会に入会を希望する者は、本会の定める入会手続きに従って申し込みを行い第6条に定める年会費を納入して資格を得るものとする。
- 第6条 本会に入会する場合は、会費を納入するものとする。

年会費(消費税込)

うぐいす 倶楽部	継続会員 ¥13,500	プレミアム3 クラブ	継続会員 ¥33,000
	新規会員 ¥18,500		新規会員 ¥46,200

ただし、一旦納入された会費は、理由のいかんを問わず一切返却しないものとする。

- 第7条 本会は入会者に対して会員証を発行する。
- 第8条 会員証は他人に貸与もしくは譲渡することはできない。
- 第9条 会員は下記のいずれかに該当した場合は資格を失う。
- (1) 会員が脱会の意思表示をした場合
  - (2) 本会の名誉毀損または秩序をみだした場合
  - (3) 本会の特典を不正に使用した場合
  - (4) 会員証の有効期限が切れた場合
  - (5) 当ゴルフ場の利用約款・規則に従っていただけない場合
  - (6) 反社会的な団体等への所属もしくは関係が明らかになったとき、または反社会的な団体の関係者等を紹介もしくは同伴した場合

### 第3章〔特典〕

- 第10条 会員は次の特典を受けることができる。
- (1) プレーヤーの特別料金
  - (2) 本会主催のコンペへの特別料金

### 第4章〔コンペ〕

- 第11条 1. 本会がコンペを開催する場合、競技規則、参加費等はその都度定めるものとする。
2. 各コンペの最少催行人員は8名とし、人員に満たない場合は通常プレーとする。

### 第5章〔運営〕

- 第12条 本会は第3章の特典の有効期限を2024年4月1日より2025年3月31日までとする。
- ※冬期定休日はカレンダー参照
- 第13条 本規則に定めなき事項については本会事務局が決定する。
- 第14条 本規則は2024年4月1日より実施する。

●当ゴルフ場では、メタルスパイクシューズ(セラミックを含む)でのプレーを禁止させていただきます。

※1月・2月は営業形態が変わる場合がございます。

※プランによっては、別途温泉代がかかります。